



くらしすと

「くらしすと」は？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしすと」と名付けられました。



- 知って安心！くらしの情報 2
- 最近の悪質商法にだまされない！
- トラブル PICK UP 3
- 冬の衣料トラブル
- おしらせ 4
- イベント情報

くらしのトピックス

■ 肥料用消石灰で失明事故

農業生産や家庭用園芸で手軽に利用され、ホームセンターなどで購入できる肥料用消石灰が眼に入り、失明するという事故が発生しています。消石灰は強アルカリ性で、眼に入ると大変危険です。肥料用消石灰を利用するときは、眼に入らないよう保護メガネをかけ、皮膚につかないよう保護手袋を着用し、吸入しないよう保護マスクなどを着用するようにしましょう。

■ CO₂ (二酸化炭素) 排出権取引の投資話のトラブル

今年に入り、CO₂排出権取引に関するもうけ話の相談が急増しています。突然「今値上がりしているよい商品がある」と電話があり、後日自宅を訪問した業者に「元本は必ず戻る」「すぐ倍になる」などと言われ、勧誘されます。リスクなどについて説明がないまま契約し、多額の損失を被ってトラブルになるケースが多いほか、業者に親切にされ、断れなくなって契約してしまう事例が目立ちます。

CO₂排出権取引はハイリスクで複雑な取引なので、仕組みが理解できなければ絶対に契約しないようにしましょう。

■ 無料日帰りバス旅行には気をつけて！

スーパーマーケットや飲食店等で当選した無料バス旅行に参加したところ、目的地に向かう途中に立ち寄った施設で、高額な宝石類や毛皮製品などを買ってしまった。後から考えると高い買い物だったのでできれば解約したい、という相談が寄せられています。店員にぴったり付かれ断りきれずに契約してしまったり、旅という非日常の中で気分が高揚し、つい購入してしまうケースが目立ちます。

契約する前に本当に必要なものかをよく考え、冷静に判断することが大切です。断りにくい状況にあっても、いらなければはっきりとノーと言いましょう。

守口大根 (もりぐちだいこん)
原産地：守口市
発祥時期：安土桃山時代
収穫時期：12月

詳しくは3ページ下欄参照

消費者ホットライン

0570-064-370

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを！

お住まいの市町村等の
消費生活相談窓口を
ご案内します

最近の 悪質商法に だまされない!



ボクは大阪^{まさき}正直。『くらしすと』10月号に登場した大阪カネ男とおトクの孫で小学6年生。あの二人の孫とは思えないほど、正直でしっかり者だよ。
今から、ボクが最近の悪質商法の特徴についてお話すよ。



ワンクリック請求

被害件数が多いのはデジタルコンテンツ。中でも、いとも引っかけたワンクリック請求。中学生のくせに「18歳以上ですか?」で「ハイ」をクリックしたら、パソコンに「登録しました」って画面が貼りついてお金を請求されたんだ。でも、いとはお金を持たなくて、おばさんに相談したら、おばさんが消費生活相談窓口^{しょうくせいのくわんぐう}に相談してくれて、画面の消し方と、お金を払わずに無視することを教えてもらったんだって。



いわゆるワンクリック請求です。パソコンや携帯電話に「登録されました」や「入会ありがとうございます」と表示されても、**契約が有効に成立しているとは限りません**。また、**個人情報も知られていませんので、こちらから絶対に連絡しないでください**。画面を消す方法は、(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページを参照してください。

投資詐欺

被害額が大きいのが特徴の投資詐欺も、劇場型という手口があり、ボクのおじいちゃんもだまされたんだ。架空のもうけ話を役割分担した複数の業者から聞くことで信用し、お金を振り込んでしまうという、ビックリだけど本当の話。



一度被害にあった人を狙って、公共機関の職員を装って連絡してくることもあります。特に注意してください。もうけ話は簡単に信用しないで、周りの人に相談しましょう。

再度被害にあわないように
怪しいと思ったら相談しましょう

貴金属の訪問買取

貴金属を買い取るって話にも要注意。金やプラチナなどの貴金属を買い取りに突然やって来るんだけど、断っても強引に買い取られたり、価値よりも安い値段で買い取られるんだって。



事業者が消費者から貴金属を買い取るという契約をした場合は、クーリング・オフはできません。詳しくは、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にお問い合わせください。

※クーリング・オフとは、訪問販売などの特定の取引で、いったん契約した場合でも一定の期間は消費者が無条件で契約を解除できる制度です。



そのほか、震災の便乗商法も今年の特徴です。困っている人を助けたいという気持ちにつけこんで、被災地を応援できる品物だからと高く売りつけたり、不安をあおって unnecessary 家の修理を勧めたりなど、被害のパターンは多様です。被害にあわないためにも、くらしのナビゲーターをご活用ください(4ページ参照)。また、被害にあったかもしれないと思ったら、お住まいの市町村の消費生活相談窓口へご相談ください。

トラブルPICK UP

くらしの商品
安全情報室

冬の衣料トラブル



くらしの商品安全情報室には、冬の衣料に関する相談が多く寄せられています。特にコートなどの防寒着は“お気に入りの一着”として購入したにもかかわらず、色落ちや風合いの変化などが発生してしまうことがあります。冬物は長く着ることが多いので、その商品の特性を十分理解した上で着用し、トラブルを防ぎましょう。

コートの色落ち

事例①

新品の黒いコートを着て6時間ほど塩化ビニル製のバッグを持っていたところ、コートに触れていたバッグの面と肩に掛けていた持ち手の部分にコートの色が移った。

本事例では、くらしの商品安全情報室での色落ち試験の結果が不良であったことを受けて、販売店は責任を認めてコートの返品・バッグの修復となりました。新品の衣類の場合、ある程度色落ちする場合があります。また、バッグから衣類への色移りの相談も寄せられています。



アドバイス

- 品質表示タグや取り扱いタグを確認し、素材や性質を理解した上で着用しましょう。
- 白色と黒色など、濃淡の組み合わせでの着用には気をつけましょう。
- 汗や摩擦などに注意しましょう。

クリーニングした衣類で化学やけど

事例②

クリーニング店にジャケットの当日仕上げを頼みすぐに着用した。着用して数時間たったところ、両肘がヒリヒリし、赤くなっていた。二日後、皮膚科を受診。「石油系溶剤による化学やけどの疑いがある」との診断書が出された。ジャケットを受け取った時から強い石油臭がした。

本事例は、クリーニング溶剤がジャケットに残留していたことで皮膚に化学やけどが起きたものと思われます。

特に、クリーニング溶剤の揮発に時間の要する天然皮革や合成皮革で多く発生しています。



アドバイス

- クリーニングから戻った衣類は、すぐに袋から取り出しましょう。また、臭いがある場合はクリーニング店に申し出て再処理を依頼するか、屋外に干しましょう。
- スキーウエアや合成皮革のような厚地の素材や肩パッド部分など、乾きにくいものはクリーニング後十分に時間を置いてから着用しましょう。
- 着用後、肌がヒリヒリするなどの違和感がある場合は、なるべく早く着衣を脱ぎ、ぬるま湯で肌をよく洗い流しましょう。また、症状がひどくなりそうな場合や判断に迷う場合は医療機関を受診しましょう。

参考：(独) 国民生活センター

クリーニングした衣類で化学やけど! 一残留したドライクリーニング溶剤でー

伝統野菜

今月の
伝統野菜

守口大根

もりぐちだいこん



大阪天満宮周辺を発祥とする「大阪宮前大根」の香の物を豊臣秀吉が「守口漬」と名付け「守口大根」と呼ばれるようになった。太さ数センチメートルに対し、長さ約1メートルと細長い。かず漬けに利用される。

簡単レシピ

守口大根のしのだ巻き

(第3回 守口大根料理コンクールレシピより)

〈材料〉

守口大根……………8cm×4本
うすあげ……………長方形 4枚
かんぴょう
砂糖……………大6 みりん……………大3
醤油……………大5 煮だし汁…300cc

- ① 長方形のうすあげを開く。
- ② 守口大根を芯にして、①のうすあげで巻き かんぴょうで結ぶ。
- ③ ②を鍋に並べ、だし汁、調味料を加え煮る。
- ④ 沸騰したらあくをとり、落としづたをして弱火で40分煮込む。

大阪市

出前講座のご案内

テーマ 「悪質商法の被害にあわないために」
「高齢者をねらった悪質商法と対処法」
「若者をねらった悪質商法と対処法」
「地域で悪質商法から高齢者を守るために」
その他悪質商法について

開催日 毎日（※夜間開催も可能です）

時間 30分～120分

その他 原則10人以上。会場は大阪市内に限る。
開催希望日の1か月前までにお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先

大阪市消費者センター
TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525
※ホームページからもお申し込みいただけます。

多重債務相談会及び賃貸住宅相談会

弁護士及び司法書士による無料法律相談会を開催します。
（1相談あたり30分以内、事前予約が必要です）

日時 平成24年1月23日（月）・26日（木） 19:00～21:00
場所 難波市民学習センター

【住所】〒556-0017 浪速区湊町1-4-1 OCATビル4階
【最寄駅】地下鉄・南海「なんば」駅
JR「JR難波」駅、近鉄「大阪難波」駅

日時 平成24年1月24日（火）・27日（金） 19:00～21:00
場所 阿倍野市民学習センター

【住所】〒545-0052 阿倍野区阿倍野筋3-10-1-300
あべのベルタ3階
【最寄駅】地下鉄・阪堺「阿倍野」駅

日時 平成24年1月25日（水） 19:00～21:00
場所 総合生涯学習センター

【住所】〒530-0001 北区梅田1-2-2-500
大阪駅前第2ビル5階
【最寄駅】地下鉄・阪急「阪神」梅田駅
地下鉄「東梅田」「西梅田」駅、JR「大阪」「北新地」駅

日時 平成24年1月28日（土）・29日（日） 14:00～16:00
場所 大阪市消費者センター

【住所】〒559-0034 住之江区南港北2-1-10
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
【最寄駅】ニュートラム「トレードセンター前」駅

対象 消費者の方（事業者は対象外）

定員 1日あたり各4人 先着順

締め切り日 申込受付12月22日（木）～ 相談会当日まで

申し込み方法 電話（FAX可）

申し込み・問い合わせ先

大阪市消費者センター
TEL:06-6614-7523 FAX:06-6614-7525

●大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC（アジア太平洋トレードセンター）ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6614-0999

毎日10:00～17:00（12月29日～1月3日は除く）
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談に
アクセスしてください。（12月28日～1月3日は除く）

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



大阪府

くらしのナビゲーターによる
高齢者向け
消費者問題ミニ講座

撃退！悪質商法

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人クラブや自治会などの集まりに「くらしのナビゲーター」が出向き、高齢者を狙う悪質商法とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご利用ください。（派遣場所は大阪府内に限ります）
※「くらしのナビゲーター」とは、大阪府の養成講座を修了したボランティアです。

テーマ

高齢者に被害の多い
悪質商法と対策など

時間 30分～1時間

定員 1回10人～50人まで

その他 土・日・祝日・夜間も派遣します。
（年末・年始は除きます）

※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります。

申し込み・問い合わせ先

（財）関西消費者協会 TEL:06-6945-1100

くらしのナビゲーターによるミニ講座

検索

教職員対象

消費者教育講師派遣

平成23年度から実施されている新学習指導要領では消費者教育の強化が打ち出されています。大阪府消費生活センターでは、教職員を対象にした消費者問題に関する研修・講座に、無料で講師を派遣しています。

内容

若者によくある消費者被害（携帯電話や電子決済含む）の現状とその対処法。
相談窓口や消費者教育教材の紹介

対象

大阪府内の教職員

講師料

無料

申し込み・問い合わせ先

（財）関西消費者協会 TEL:06-6945-1100

●生活情報ぶらざ（大阪府消費生活センター）

地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階

消費生活
相談

☎06-6945-0999

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝休日は除く
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談

ウェブサイトからメール相談にアクセスしてください。
（年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります）

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談（年末年始除く 10:00～16:00）

■土曜/06-4790-8110 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜/06-6203-7650 社団法人 全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認のうえおかけください。

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典

検索